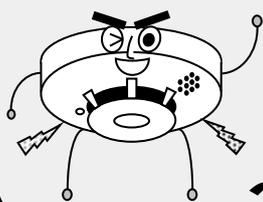


おこっぺしょうぼう



119



平成23年3月発行 No. 4

発行：紋別地区消防組合消防署興部支署
〒098-1607 興部町旭町
TEL 0158-82-2136 FAX 0158-82-2400
✉ syoubou@town.okoppe.lg.jp

～住宅用火災警報器 特集号～

既存住宅の



住宅用火災警報器 設置義務化まで…

平成23年

6月

1日

義務化開始

あと3ヵ月

をきりました!!



設置はお早めに!

◆紋別管内における住宅用火災警報器の普及率◆

※平成22年11月現在

興部町 47.6%

紋別市 58.6% 滝上町 74.3% 雄武町 48.2% 西興部村 91.0%

あなたの家は設置していますか？

主な内容

- 紋別管内における住宅用火災警報器普及率
- なぜ「住宅用火災警報器」が必要なのか？
- 住宅用火災警報器の効果
- 住宅用火災警報器の奏功事例
- 住宅用火災警報器はどこに取り付けるの？
- 不適切な訪問販売にご注意ください
- 住宅用火災警報器の助成事業について

平成22年度 全国統一防火標語

「消したかな」

あなたを守る

合言葉

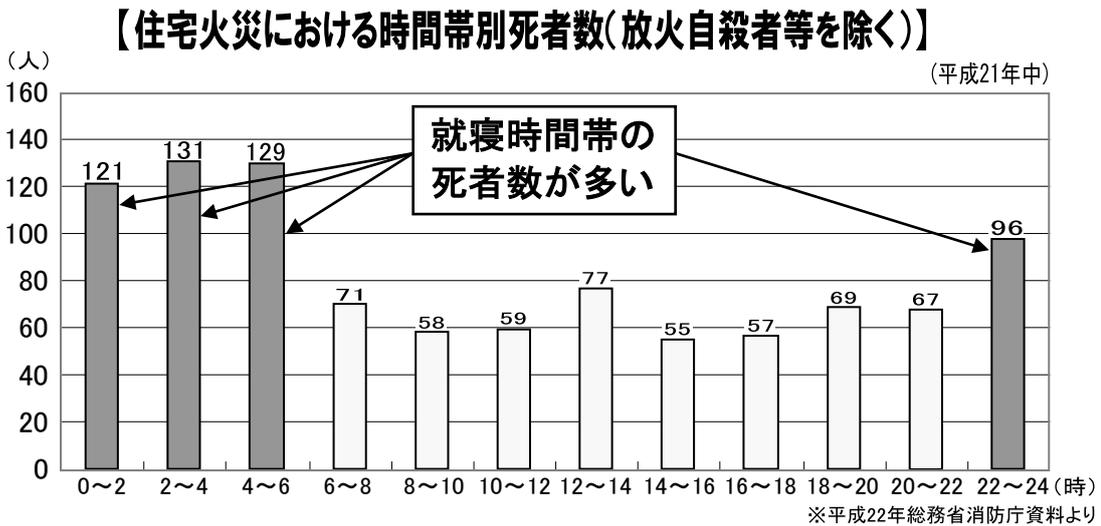
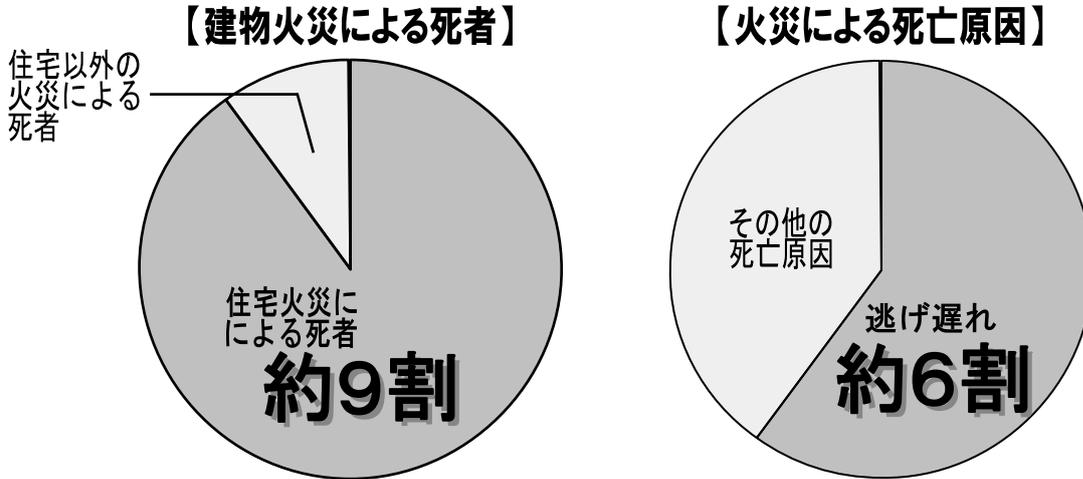
住宅用火災警報器

を設置しましょう

（平成23年6月1日から設置が義務化（新築住宅は既に義務化））

◆なぜ「住宅用火災警報器」が必要なのですか？◆

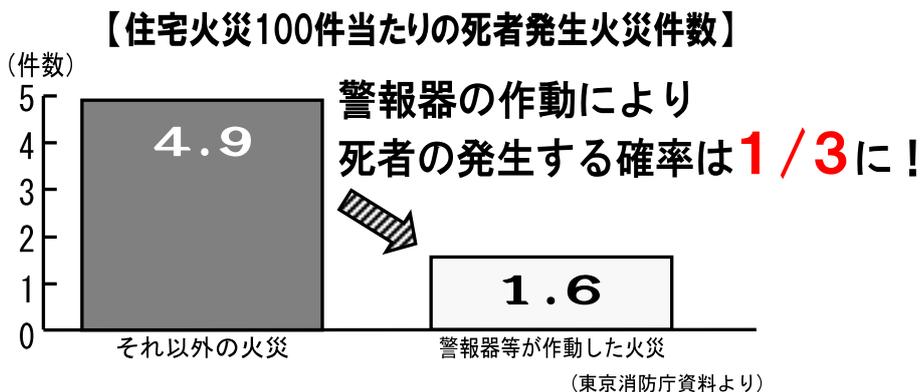
建物火災による死者の約9割を住宅火災が占め、その約6割は逃げ遅れによるものです。逃げ遅れが多い理由として、夜間就寝中に発生した火災が多いことも要因となっています。また、住宅火災で亡くなった人の半数以上は65歳以上の高齢者となっております。



◆住宅用火災警報器の効果◆

東京消防庁の調べによると、死者の発生した住宅火災を「警報器等が作動した火災」と「それ以外の火災」で分けると、住宅火災100件当たり、前者が1.6件、後者が4.9件で、「警報器等が作動した火災」では死者の発生する確率が1/3となります。

住宅用火災警報器等が奏功し、死者の減少につながったものと思われ、大変有効性があることがわかります。



◆不適切な訪問販売にご注意ください◆

～北海道で実際にあった事案～

電話にて、「消防のサービスセンターです。住宅用火災警報器の設置が必要なので、1万円振り込んで下さい。設置は今日の昼過ぎに行います。」と言われた。担当者名と電話番号を聞くと、「個人情報なので教えられない」と言い、電話を切られた。



消防署や市町村が“住宅用火災警報器”などを訪問販売することはありませんし、特定の業者に商品を斡旋したり、販売を依頼することはありませんのでご注意ください。

◆興部町住宅用火災警報器設置費助成事業について◆

興部町では、新たに設置する1住戸につき1器の住宅用火災警報器の購入及び設置に係る費用を全額助成しております。この助成事業の期限は3月末までとなっておりますので、未設置のご家庭におかれましては、お早めに設置されますようお願い致します。

なお、設置には下記の指定登録販売店より購入してください。指定登録販売店以外の店舗から購入して各自に設置した場合には助成の対象とはなりません。

補助対象者

○個人住宅及び借家住まいの方（全世帯が対象）。ただし、公営住宅など、町が管理している住宅は除きます。

申請から購入までの流れ

○住宅用火災警報器指定登録販売店にて、受付手続・日程調整・取付箇所等の確認を行い、指定登録販売店が補助申請の事務手続きを行う。

申請者 ⇒ **指定登録販売店に設置を依頼**（受付手続、日程調整、取付箇所等を確認）

指定登録業者は ⇒ **取付終了後** ⇒ **申請者の委任を受け、補助申請を行う**

⇒ **補助申請内容確認後** ⇒ **町より指定登録販売店へ補助金交付**

指定登録販売店

- | | |
|--|---------------------------|
| ・(株)阿部電気商会 | (仲 町 Tel 8 2 - 2 5 2 8) |
| ・安藤商店 | (沙留港町 Tel 8 3 - 2 0 0 7) |
| ・林-ツク-ア-ウ-ター-エネジ [®] -(株)興部サービスセンター | (元 町 Tel 8 2 - 3 3 3 1) |
| ・興部町農業協同組合（資材店） | (仲 町 Tel 8 2 - 3 3 7 7) |
| ・(株)マルコウ | (本 町 Tel 8 2 - 2 0 1 5) |
| ・河原工業(株) | (春 日 町 Tel 8 2 - 2 5 5 1) |
| ・藤田電気商会 | (栄 町 Tel 8 2 - 3 2 6 2) |

実施時期

○平成23年3月31日まで

問い合わせ先

○興部町役場 総務課 総務厚生係 Tel 8 2 - 2 1 3 1（内線314）

◆住宅用火災警報器の奏功事例◆

～北海道で実際にあった事案～

住宅の風呂場から出火、夫婦は寝室で就寝していました。階段に設置してあった住宅用火災警報器が鳴り、目を覚ましたところ、風呂場付近は煙が充満、夫が消火器にて初期消火、奥さんは119番通報しました。発見が早く、大事には至りませんでした。



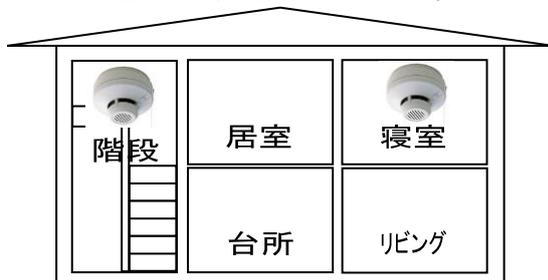
このように住宅用火災警報器は火災の早期発見に非常に有効です。また、住宅火災の死者の多くは逃げ遅れによるものであるため、設置することにより大きな効果が期待できます。

◆住宅用火災警報器はどこに取り付けるのですか？◆

- ◎設置義務の対象となる部屋は、**普段就寝している部屋（寝室）**です。
※2階建てで、2階に寝室がある場合は**階段踊場の天井又は壁**にも必要です。
- ◎**煙を感知**して、警報音や音声で火災を知らせるタイプのものを設置してください。

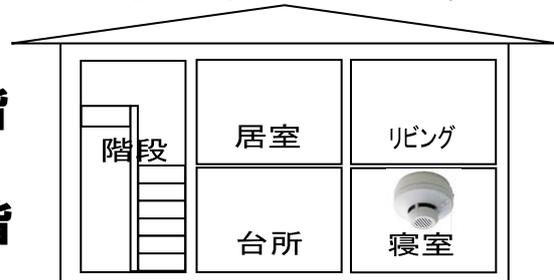
取付場所は？

2階建てで、2階に寝室がある場合



※階段踊場の天井又は壁にも必要

2階建てで、1階に寝室がある場合

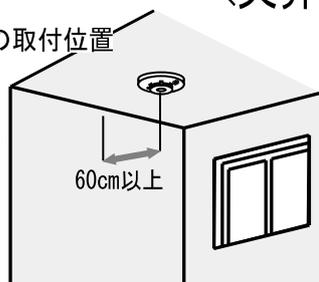


取付位置は？

〈天井の場合〉

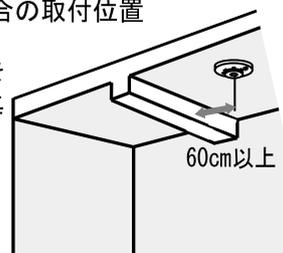
▼通常の壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



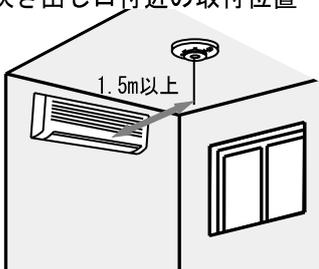
▼梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



〈壁面の場合〉

天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。

